

宇野小学校いじめ防止基本方針

～いじめの防止・早期発見・早期解決のために～

◆はじめに◆

いじめの未然防止のためには、学校において、「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道徳教育の充実や計画的な体験活動、情報モラル教育の推進等の様々な教育活動を総合的に実践することで、児童にとっての望ましい人間関係づくりや社会性を育成していくとともに、規範意識の醸成等も推進していくことが重要である。そのためには、学校の組織力を活かした取り組みが求められている。

そうした取り組みの中で、教職員一人ひとりが適切なカウンセリングマインドを持ち、児童との望ましい人間関係を構築しながら、心に寄り添った教育相談体制を充実させ、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識を持って見守り続けることが重要である。

これらの要因をふまえた上で教育課程を編成し、学校づくりを推進していくことが大切である。児童を「繋ぐ」学級や学年での取り組み、異学年交流活動、社会体験等の体験活動、及び学校行事等を通して、コミュニケーション力等の社会性を育成したり、特別支援教育の視点に立ったユニバーサル化による「わかる授業」の創造、補充学習や個別指導等による学力保障の具体的な取り組みを通して児童の自己有用感を向上させたりすることが、いじめの要因となるストレスの軽減に効果があると考えられる。

以上のような総合的な視点で、児童をいじめに向かわせない学校づくりを、保護者や地域と連携しながら、教職員が一丸となって組織的に推進していくことが重要であると考え、本基本方針を策定した。

◆本校が行ういじめの防止等に関する取り組み◆

1 いじめの未然防止のための取り組みの推進について

全ての児童が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要だと考えています。

本校では教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通い合う人間関係をつくっていく力を育成していきます。

また、児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を培います。

そのために、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育の推進や積極的な体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を進めていくことが大切だと考えています。

また、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断し、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

① 道徳教育・人権教育を充実し、豊かな心の育成に努めます。

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むため、また、児童がいじめを自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるように、学校の教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育を推進します。年1回は道徳教育や人権教育の授業を参観日で公開するとともに、学級懇談等を活用して保護者との話し合いの場を持ちます。

② 体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等の社会性を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流等の取り組みを充実させます。「なかよしタイム」として、全校を4色の縦割りグループに分け、集団遊びを計画・実行したり、ペア学年による清掃活動を行ったりして人間関係づくりを推進します。

③ 児童が主体的に活動できるように支援します

いじめを許さない風土を児童の中から醸成していくため、児童会活動等の児童の自治活動を活性化させ、命の大切さを呼びかける活動を推進します。また、「いじめについて考える週間」には、いじめ問題解消に向けて、児童の主体的な活動を促します。

④ 情報モラル教育に取り組みます

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、小学校低学年から発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組みます。

また、保護者に対しても、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を繰り返し家庭内ルールの重要性を伝えていきます。

⑤ 児童がストレスを感じない学校づくりを推進します

児童がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。児童の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えています。「わかる授業」の創造や個々に応じた指導・支援を推進し、学力保障を行い、「学習に対するストレス」を軽減します。また、学級や学年等の様々な集団において、児童間のトラブルが少なくなるように、一人ひとりを大切にするとともに、互いの絆づくりを進めるための学級経営を充実させ、ストレスを感じない人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組みます。

⑥ 教職員の資質向上と教育相談体制の充実を図ります

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家と連携し、教職員のカウンセリング能力の向上等の校内研修を推進するとともに、スクールカウンセラーなどの専門的知識を有する者と連携し、教育相談体制を充実します。

⑦ 地域や家庭との連携を促進します

「いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等を通じて保護者、地域住民等への周知を図るとともに、年度開始時に児童や保護者へ説明します。

また、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価します。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって児童を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

① 教育相談体制の充実とアンケート調査の実施

教職員は、適切なカウンセリングマインドを持ち、児童が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、定期的な教育相談体制の充実、定期的ないじめに関するアンケート調査及びハイパーQUの実施、スクールカウンセラーの活用等、児童の実態を把握するための取り組みを積極的に行います。

② 校内の情報共有体制を整備します

校内での児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実に努めます。

③ 地域や家庭に対して情報提供等の依頼を行います

いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう、保護者や地域に対して、機会を捉えて啓発活動を行います。

また、学校と家庭等が連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わっていただくようお願いいたします。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた児童への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害児童への適切な指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

重大事態と思われるいじめの例

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

① いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速にいじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

② 事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの児童が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいことありますが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、事実関係の把握に努め、状況を明確にし、保護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、教育委員会との連携を密にしながら事実調査を行っていきます。

③ 被害児童への支援を最優先に取り組みます

被害児童の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みをできるだけ明確に被害児童等の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

④ 毅然とした姿勢で加害児童への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害児童等はいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組みを行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った適切な指導を依頼します。

⑤ いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには被害児童と加害児童という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の育成に努めるとともに、訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を構築していきます。

⑥ 多様な外部人材の活用等により問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整え、よりよい解決に努めます。

⑦ インターネット上の不適切な書き込み等への対応

インターネット上の不適切な書き込み等が発見された場合、加害児童に対しては被害児童に与える影響の大きさを十分認識させ、反省を促すとともに、被害児童への精神的ケアを行います。

また、ネットいじめは重大な人権侵害にあたり、法的責任が問われること等を指導するとともに保護者へ連絡し、協力を依頼します。

⑧ いじめの解消と継続的な指導に取り組みます

いじめが解消している状態とは、被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないと認められることです。解消したと考えられてからも、該当児童の様子を観察するとともに保護者への聞き取り等を行い、再発防止のために取り組んでいきます。

4 いじめに対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止のため、本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するために「いじめ対策委員会」を設定し、いじめ対策の不断の活性化に努めます。この委員会は、校内の教職員だけでなく、場合により外部の関係者にも参画していただき、教育委員会とも連携を持ちながら運営していきます。

① いじめ対策委員会

○構成員

校長 教頭 教務主任、生徒指導主事 保健主事 特別支援コーディネーター
養護教諭 当該学級担任、スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
保健師 等

○役割

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口の確認
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合、関係者への聴取等による事実関係の把握、指導や支援体制づくり、保護者との連携等解決に向けての対応方針を決定する。

② 生徒指導係会

○構成員

重点指導部会の生徒指導係の教職員

○役割

- ・いじめ対策委員会で決定したことは全員で共通理解し、学校全体で組織的な対応を図れるようにする。
- ・毎月1回生徒指導係会を開き、児童の校内外での生活について、情報交換を綿密に

行い、いじめの早期な発見対応を図る。その内容については、職員会議や終礼を活用して、共通理解を図り、問題の解決に努める。

令和5年4月 改訂